

所有者昇格構文について^{*}

武 本 雅 嗣

0. はじめに

日本語では、人間の身体部分に対する行為を能動文で表現すると、行為者はハ格あるいはガ格で、人間はノ格で、そして身体部分はヲ格で表される。

1) ジャンは彼の腕をつかんだ。

同じことをフランス語で表現すると、もちろんまったく同意であるわけではないが、能動文としては次の3通りの表現が可能である。

- 2) a. Jean l'a saisi par le bras.
b. Jean lui a saisi le bras.
c. Jean a saisi son bras.

つまり、(2a)のように、人間を対格で表し身体部分を前置詞句で表すタイプと、(2b)のように、人間を与格で表し身体部分を対格で表すタイプと、(2c)のように、人間を属格で表し身体部分を対格で表すタイプである。

他のヨーロッパの言語をみてみると、英語やドイツ語では、(2a)と(2c)に対応する表現はあるが、(2b)の直訳は非文になる。しかしスペイン語は、フランス語同様、3通りの表現形式を持っている。

- 3) a. John seized him by the arm.
b. *John seized him the arm.
c. John seized his arm.
4) a. Johann hat ihn bei dem Arm ergriffen.
b. *Johann hat ihm den Arm ergriffen¹⁾.
c. Johann hat seinen Arm ergriffen.

- 5) a. Juan le cogió por el brazo.
b. Juan le cogió el brazo.
c. Juan cogió su brazo.

フランス語では(2b)におけるような与格は、動詞によって選択されず、従つて意味役割も担わないので、語彙的与格とは区別され、拡大与格と呼ばれている²⁾。英語はともかく、ドイツ語とスペイン語はフランス語の拡大与格に相当する表現形式を持っている。ただしまったく同じではなく、相違点が見られる。そのような差異は、言語レヴェルにおいては統語上の規定によるものであるが、池上(1993)が指摘するように、やはり人間の認知的営みの制約の範囲を越えたものではなく、その枠内で言語コードとして実現されたものであると考えられる。

これまで、フランス語の拡大与格については、内外の研究者によって数々の研究がなされてきた。しかしながら、すべてが明らかにされたわけではなく、まだ説明しきれない問題も残っている。フランス語の拡大与格の解明には、個別的で緻密な分析が必要であることは言うまでもないが、類型論的な観点から普遍性と特殊性を探る方法も有効であると思われる³⁾。そこで手始めに、広い見地から、対格表現も含めた所有者昇格構文について考察を行うことにする。本稿では、フランス語と他の言語における同様の表現形式を比較しながら、それらの間に見られる異同を分析することによって、フランス語の所有者昇格の対格表現と与格表現の特徴を明らかにすることをねらいとする。

1. 対格表現

1.1. 有情の存在

先程述べたように、人間の身体部分に対する行為の表現において、人間を対格で表し身体部分を前置詞句として表す形式は、フランス語だけでなく、英語を含め他の言語にも見られる。

- 6) a. Jean l'a frappé à la tête.
b. John hit him on the head.

しかしながら、この種の表現には共通して強い制約が存在する。(6)のような文では、対格で表された人間と前置詞句で表された身体部分は<全体－部分>

あるいは<所有者－所有物>の関係になっているとみなすことができるが、何よりもまず、その<全体>あるいは<所有者>は人間でなければならない。例えば、人間でない例としてテーブルを取り上げると、テーブルとその表面は<全体－部分>の関係ではあるが、次のように、テーブルを対格で表すことはできない⁴⁾。

- 7) a. *Jean a frappé la table à la surface.
b. *John hit the table on the surface. (池上(1993))

たとえ擬人的に身体部分の名詞が使われたとしても、<全体>が無生物ならば、やはりこの種の表現をとることはできない。

- 8) a. Le chien a mordu la fille au pied.
b. *Le chien a mordu la table au pied.
9) a. The dog bit the girl on the leg.
b. *The dog bit the table on the leg.

(9b)のように英語でも無生物を対格で表すことはできないが、池上(1993)が指摘するように、結局この制約は、<全体>が有情か非情かに起因する。つまり、人間なら有情なのでその一部分に加えられた行為の影響を感じるが、無生物は非情なのでその一部分に加えられた行為の影響を感じることはありえないからである。

1.2. <所有物>のプロトタイプとその拡張

1.2.1. 作為動詞の場合

人間を対格で表す場合のもう1つの制約は、<所有物>に関するものである。(10a) のように<不可分の所有物>である身体部分の場合はまったく問題はないが、<可分の所有物>に対する行為を表現する場合、(10b) のように人間を対格で表すことはできない。

- 10) a. Le chien l'a mordue à la jambe.
b. *Le chien l'a mordue au sac.

(10b) の前置詞句の定冠詞を所有形容詞に置き換えてもやはり容認されない。

- 11) *Le chien l'a mordue à son sac⁵⁾.

この制約は非常に厳格なもので、行為の対象がたとえ身に付けている衣服であっても受け入れられない。英語・ドイツ語・スペイン語でも同様である。

- 12) a. *Le chien l'a mordue à la jupe.
b. *The dog bit her on the skirt.
c. *Der Hund hat sie ins Rock gebissen.
c. *El perro la mordió en la falda.

これは、人間の<不可分の所有物>である身体部分に加えられた行為の影響は当然その人間に直接感じられるが、<可分の所有物>に加えられた行為の影響は、たとえそこに状態変化が生じたとしても、直接感じられることはありえないからである。

1.2.2. 行為動詞の場合

ここで、しばしば用いられる所有関係の分類 possession aliénable と possession inaliénable について触れておきたい。角田(1991)は、所有関係は明快に二分できるものではなく、次のような「所有傾斜」のなかで連続体をなすと考えている。

- 13) 所有傾斜：

身体部分>属性>衣類>(親族)>愛玩動物>作品>その他の所有物⁶⁾

所有者昇格について、角田(1991)は、所有傾斜の身体部分から衣類までは可能であるが、それより下位では不可能であると思われる、という趣旨のことを述べている⁷⁾。

- 14) a. John grabbed his arm.
b. John grabbed him by the arm.
15) a. John grabbed his sleeve.

- b. John grabbed him by the sleeve.
- 16) a. John kicked his wine bottle.
b. *John kicked him on the wine bottle. (以上角田(1991))

(15b) は sleeve を collar に置き換えることもできる。

- 17) John grabbed him by the collar.

これは一見、先程で述べたことに反するように思われるが、(12)と異なり(15b) や (17) が自然なのは、袖あるいは襟首を掴まれた人には、腕や喉元を掴まれた場合と同様にその影響が直接的に及ぶからであろう。それ故、身体部分でなく衣類であっても対格表現が可能なのである。こう考えると、衣類に準じるとみなすこともできるが、鞄を掴んで人を引き止めることもあるわけだから、鞄を叩く場合とは異なり、その場合は問題ないことも理解できる。

- 18) a. *John struck him on the shoulder bag.
b. John grabbed him by the shoulder bag to detain him.

同じ表現はフランス語・スペイン語・ドイツ語でも可能である。

- 19) a. Jean l'a saisi par le sac en bandoulière pour le retenir.
b. Juan le cogió por el bolso de bandolera para detenerle.
c. Johann hat ihn bei der Umhängetasche ergriffen um ihn aufzuhalten.

要するに、所有者昇格の対格表現における制約は動詞によって異なるのである。つまり、*mordre* や *frapper* などのように対象の状態変化を含意する作為動詞の場合は、所有物は厳密に所有傾斜の最上位である身体部分に限られるが、*saisir* や *prendre* のように対象には状態変化を生じさせない行為動詞の場合には、所有物は身体部分をプロトタイプとして *possession aliénable* である身体に密着した衣類や鞄にまで拡張しうるのである。

以上のように、対格表現においては、所有関係の制約に関して、言語間に大きな相違は見られないようである。

2. 与格表現

2.1. 与格+身体部分

これまで所有者昇格の対格表現の分析を行ってきたが、それは、人間を直接的・全体的被動者として捉えた表現形式であった。ところが、身体部分に対して行為がなされた場合、影響を受ける個所として身体部分が焦点化され、その所有者である人間は被動者として背景に認識されることもありうるであろう。そのような認識は、フランス語では、人間を与格で表す形式によってコード化されている。この種の与格表現は英語にはないが、もちろんフランス語固有のものではなく、ドイツ語にもスペイン語にも存在する。

- 20) a. Jean lui a lavé les mains.
b. *John washed him the hands.
c. Johann hat ihm die Hände gewaschen.
d. Juan le lavó las manos.
- 21) a. Le chien lui a mordu la jambe. (cf. (8a))
b. *The dog bit him the leg.
c. Der Hund hat ihm ins Bein gebissen.
d. El perro le mordió la pierna.

ここにも、人間の認知の言語への反映が見てとれる。SHIBATANI(1994) が指摘しているように他の多くの言語にも見られるし⁸⁾、古くはギリシャ語やラテン語にも存在したことを考えると⁹⁾、むしろこの種の与格表現を持たない英語はヨーロッパの言語の中では少数派に属すると思われる。

2.2. 被動者としての認識

人間を与格で表す場合の制約は、人間を対格で表す場合ほど強くない。つまり、対格表現の場合とは異なり、<所有者ー所有物>の<所有者>はやはり人間でなければならないが、<所有物>のほうは、与格表現では必ずしもその身体部分や衣服でなくてもかまわないである。しかしながら、人間であれば常に与格が用いられるわけではない。次の 2 つの例文では、動詞は同じ racler であるにもかかわらず、一方では与格が使われているが、他方では与格は使われていない。

- 22) a. 学校教育というのは十六年間かけて脳味噌を擦り減らせるだけのところだって祖父は言ってたわ。
(村上春樹『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』 p.303)

b. Seize ans de scolarité, ça ne fait que vous racler la cervelle,
disait Grand-père. (MURAKAMI, H. *La fin des temps* p.221)

23) a. 相手を殺して肉をそぎおとし、骨を洗えばよろしいわけですからな
(村上, id. p.54)

b. Il suffit de tuer la personne, de racler les chairs, laver les os,
et le tour est joué. (MURAKAMI, id. p.42)

(22a) の「脳味噌を擦り減らせる」の箇所は、(22b) のように vous racler la cervelle となっていて与格が使われているが、(23a) の「肉をそぎおとし」の箇所は、(23b) のように racler les chairs であって、lui racler les chairs とは訳されていない。前者では、脳味噌の所有者は不特定の人であるが、後者では、肉の所有者は殺された人間つまり死体であって、もはや有情の存在ではない。それ故、たとえ racler という作為的行為によって身体の状態が変化させられても、すでに有情者でないその所有者は被動者として認識されないのである。

もう一つ例を挙げれば、「腕を折った」にしても、その腕が人形の腕であれば必ずしも与格は用いられないが、有情の人間の腕であれば決まって与格が用いられる。

要するに、身体部分に状態変化を生じさせるような行為が加えられた場合、その所有者が被動者として認識されなければ通常与格は使用されないが、有情の存在であれば、被動者として認識されるため、その反映である与格が用いられるのである。拡大与格について論じられる際、しばしば affectedness という概念が用いられるが、正確に言えば、拡大与格は、行為の受け手 affectee が affectedness を感じうる有情の存在に対して使用されるのである。

3. 拡大与格

3.1. 拡大与格と possession aliénable

さらに、認知的観点から考えると、たとえ＜可分の所有物＞に加えられた行為であっても、それを所有する人間に間接的にはその影響が及ぶこともあるのだから、そのような認識が言語に反映されても不思議ではない。その所有者が被動者として背景に認識されると、身体部分に対して行為がなされた場合と同様に、与格が現れることになるのである。

- 25) Le chien lui a mordu son sac. (cf. (11))
- 26) Le gosse lui a démolí son pull. (AUTHIER & REED)
- 27) On m'a brûlé ma maison.

3.2. 統語的制約

ドイツ語やスペイン語と比べると、フランス語の与格の使用は統語的に制限されている。

人称代名詞については、フランス語にもスペイン語にもドイツ語と同じく与格形がある。

- 28) a. Jean lui a cassé son vase.
- b. Juan le rompió el vaso.
- c. Johann hat ihm seine Vase zerbrochen.

しかし普通名詞や固有名詞の場合は、フランス語とスペイン語はドイツ語のように格を持たないため、与格として機能することはできない。その場合には前置詞を用いるしかないが、とりわけ＜可分の所有物＞への行為の表現においては、フランス語では、非強勢である接語人称代名詞を前置詞句 à + NPに置き換えることはできない¹⁰⁾。同じくスペイン語でも、接語人称代名詞の前置詞句 a + NPへの変換は不可能である。

- 29) a. *Jean a cassé son vase à son père/à Paul.
- b. *Juan rompió su vaso a su padre/a Paulo.
- c. Johann hat seinem Vater/Paul seine Vase zerbrochen.

ただしスペイン語では、重複表現にすると普通名詞や固有名詞を前置詞 *a* とともに文に組み入れることができる。

- 30) Juan le rompió el vaso a su padre/a Paulo.

それ故、スペイン語では、普通名詞や固有名詞でもしばしば拡大与格構文に現れるのである。しかしフランス語には重複表現はないので、同じことを表現するには、いきおい前置詞 *de* を介することになる。次の(31b) はスペイン語のフランス語訳であるが、事実そのようになっている。

- 31) a. Un Médico joven de Salamanca le abrió a Sierva María la herida sellada [...] (MARQUEZ,G.G. *Del amor y otros demonios* p.70)
b. Un jeune médecin de Salamanque rouvrit la blessure fermée de Sierva María [...]
(MARQUEZ,G.G. *De l'amour et autres démons* p.86)

ドイツ語では人称代名詞だけでなく普通名詞や固有名詞まで与格として機能しうるといえ、まったく制約がないわけではない。この種の与格は、動詞によって選択される項の与格とは違い、対格目的語の前にしか置かれないようである¹¹⁾。

- 32) *Johann hat seine Vase ihm zerbrochen. (cf.(28c))

ドイツ語は前置詞をとらないので、のこととフランス語やスペイン語で前置詞句に置き換えることができないことは一見関連がないように思われるが、いずれの言語でも、与格は動詞によって選択された項である対格より後置することはできないという点で共通している。これは、非項の与格の本質的機能を示唆する興味深い事実であるように思われる。情報構造の観点から言えば、この場合、新情報を担うのは所有物であり、旧情報を担うのは与格で表される人間である。そうすると、この種の与格表現においては、旧情報は新情報の前に置かれるという基本原則に従わなければならないということになる。そして、与格が常に直接目的語より上位の位置を占めるということは、与格で表された人間が高い主題性を担っているということを意味すると考えられる。

4. 結び

本稿では、所有者昇格の対格表現と与格表現について分析し考察を行った。複数の言語を比較してみると、対格表現に関してはかなり共通性があり、与格表現も特殊なものではないことが分かる。しかしながら、フランス語の拡大与格の使用の幅はむしろ狭く、かなり制限されたものであると言える。それについては具体的に示したが、問題はまだ残っており、さらに緻密な分析をする必要がある。例えば、フランス語の拡大与格構文では、身体部分と身に付けている衣服以外の所有物には通常所有形容詞が用いられるが、同じロマンス語のスペイン語では、その場合でも定冠詞を使うのが普通である。また、統語的にも意味的にも、フランス語よりスペイン語のほうが与格の使用範囲は広い。

- 33) a. Juan le rompió el vaso.
b. Jean lui a cassé *le/son vase.
- 34) a. Se me murió la/mi mujer hace tres años.
b. *Ma femme m'est morte il y a trois ans.
- 35) a. Volviendo a casa, me llovió.
b. *En rentrant à la maison, il m'a plu. ((35a)と同じ意味では不可)

このような違いは非常に興味深い事実であるように思われる。フランス語の拡大与格の機能を解明するためにも、さらに綿密に比較し考察を行わなければならない。このことについては、近く稿を改めて論じることにする。

注

- *) 本稿の執筆中、Francisco J. Martin DIEZ 氏からたいへん貴重な助言をいただいた。特記して感謝の意を表したい。
- 1) 清野(1991)によると、《身体部位を変化させる》という意味構造を持つ「結果中心動詞」でなければ、与格+身体部位の構文をとれない。
- 2) 簡単に言えば、例えば3項動詞の *donner* が項として取る与格を語彙的与格、2項動詞の *casser* が選択しないにもかかわらず文に統合される与格を拡大与格と呼ぶ。
Les enfants lui ont donné un bouquet.
On lui a cassé son verre. (林(1996))
- 3) 類型論的研究としては、DIFFLOTH(1974)、GÉRON(1992)、SHIBATANI(1994)などがある。
- 4) 池上(1993)を参照。
- 5) 3.1. で示すように、与格表現では、<可分の所有物>でも所有形容詞を用いると容認される。cf. (25)
- 6) 角田(1991) p.119.
- 7) 角田(1991) pp.133.
- 8) SHIBATANI(1994) は、与格構文はスラヴ系言語やヘブライ語にも存在することを示している。
- 9) 前島(1990) pp.52–55を参照。
- 10) 井口(1990)(1991)を参照。井口(1990)は、フランス語の拡大与格は旧情報を担い、「話題」という談話機能を有していると指摘している。
- 11) ヘンチェルト他(1994) pp.164–165を参照。

参考文献

- AUTHIER, J.-M. & L. REED (1992): "Case theory, theta theory and distribution of French affected datives", *The proceedings of the tenth West Coast conference on formal linguistics*, pp.27–39.
- BARNES, B. (1986): "A Functional Explanation of French Non Lexical Datives", *Lingvisticae Investigationes*, IV, pp.245–292.
- DIFFLOTH, G. (1974): "Body moves in Semai and French", *CLS*, 10, pp.128–138.
- 藤村逸子 (1989):「身体部位の所有者を示す与格補語について」『フランス語フランス文学研究』第55号, 日本フランス語フランス文学会, pp.75–85.
- GUÉRON, J. (1992): "La possession inaliénable et l'aspect locatif", *Hommages à Nicolas RUWET*, Communication & Cognition.
- 林 博司 (1993) :「“Affectedness”について—その問題点と展望」『日本語・日本文化研究』第3号, pp.49–66.
- (1996) :「述語によって選択されない項—フランス語の拡大与格の場合—」『大阪外国語大学論集』第15号, pp.15–40.
- HERSLUND, M. (1988): "Le datif de la possession inaliénable en français", *Revue Romane: numéro spécial*, 24, pp.99–116.
- HERSCHENSOHN, J. (1990): "On the Economy of Romance Non-Lexical Datives", *Linguistic Studies in Romance Languages*, pp.123-134. John Benjamins.
- 池上嘉彦 (1993) :「<有情の被動者としての人間>の文法」, *Sophia linguistica working papers in linguistics*, No.33, pp.1–19.
- 井口容子 (1989) :「拡大与格と身体の部分の所有者を表す与格」『フランス語学研究』第23号, pp.67–73.
- (1990) :「与格の拡大用法と二重主題構文—統語構造と談話構造—」『Stella』第8号, 九州大学フランス語フランス文学研究会, pp.47–59.
- (1991) :「Jean lui a cassé sa vaisselle/le bras にみられる与格について」『フランス語学研究』第25号, pp.77–79.
- KAYNE, R. (1983): "Le datif en français et en anglais", *Analyses grammaticales du français*, Akademisk Forlag.
- 清野智昭 (1991) :「身体表現における4格目的語の機能」『文学部論集』第35

- 号, 熊本大学文学会, pp.138–152.
- 小石 悟 (1986) : 「『譲渡不可能』なものを表す名詞の前の限定詞」『獨協大学外国語教育研究』第5号, pp.1–41.
- LECLERE, CH. (1976): "Datifs syntaxiques et datifs éthiques", *Méthodes en grammaire française*, Klincksiek, pp.73–96.
- (1978): "Sur une classe de verbes datifs", *Langue française*, 39, pp.66–75.
- 前島儀一郎 (1990) : 『英独仏語・古典語比較文法』, 大学書林.
- 大木 充 (1989) : 「Il lève la tête 構文と Il se brosse les dents 構文」『フランス語学研究』第23号, pp.74–80.
- SHIBATANI, M. (1994): "An integrational Approach to Possessor Raising, Ethical Datives, and Adversative Passives", *BLS*, 20, pp.461–486.
- 角田大作 (1991) : 『世界の言語と日本語』, くろしお出版.
- 湯浅英男 (1991) : 「構文論への意味論的視覚—er legte ihr die Mantille um die Schultern のタイプの文の分析を通して—」『ドイツ文学論集』第20号, 神戸大学ドイツ語教室, pp.1–30.

引用文献

- MARQUEZ,G.-G. (1994): *Del amor y otros demonios*, Penguin Books.
- MARQUEZ,G.-G. (1995): *De l'amour et autres démons*, Bernard Grasset, Paris.
- 村上春樹 (1985) : 『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』, 新潮社.
- MURAKAMI, H. (1992): *La fin des temps*, Editions du Seuil, Paris.